

さいたま市立指扇中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

『さいたま市立指扇中学校いじめ防止基本方針』は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「指扇中憲章」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止（未然防止）」、「いじめの早期発見（早期発見）」、「いじめに対する措置（事案対処）」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に係わる事件・事故を、対岸の火事ではないという危機感をもつこと。
- 2 いじめを発見したら、「抱きついてでも」止めること。
- 3 いじめられる生徒を絶対に守り抜くこと。
- 4 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつこと。
- 5 いじめる生徒に対しては、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導すること。
- 6 いじめる生徒が抱える問題を解決するために、専門性を生かした支援や専門機関との連携を図ること。
- 7 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
- 8 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。
- 9 教師自らの体験を語るなどして、生徒に将来への希望が生まれるよう働きかけること。
- 10 いじめやいじめと疑われる行為があった場合、又は生徒から相談を受けた場合は、抱え込まずに速やかに、学校いじめ対策委員会に情報を報告し、学校として組織的な対応につなげること。
- 11 教育活動全体を通して、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図るとともに、生徒への指導を組織的に行うこと。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生していることが考えられるため、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するかどうかを慎重に判断する。

いじめに関しては、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、①いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3か月）止んでいること、②被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを、保護者を交えた面談等で確認した上で、解消と判断していく。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行う。
- (2) 構成員：校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、各学年教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター
※必要に応じて、主任児童委員、民生委員、児童相談所、警察官及び警察官経験者などの構成員以外の関係者を招集できる。
- (3) 開催
ア 定例会（各学期1回程度、「生徒に関する連絡協議会」と兼ねて開催）
イ 校内委員会（生徒指導委員会や教育相談委員会等と兼ねて開催）
ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
イ 教職員の共通理解と意識啓発
ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
カ 発見されたいじめ事案への対応
キ 構成員の決定
ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会長、生徒会副会長、生徒会会計、生徒会書記、各種委員会
- (3) 開催：各学期1回程度
- (4) 内容
ア いじめ撲滅に向けた話し合いを生徒自ら主体的に行う。
イ 話し合いの結果を学校に提言する。
ウ 提言した取組を推進する。
エ いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な取組を推進するため、生徒会本部役員および各委員会が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 「教育活動全体」を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、「学校いじめ防止プログラム」を策定し、全教職員が計画的に指導を行っていく。
- 「学校いじめ防止プログラム」に追加して、生徒会本部「ありがとうの木」、学級委員

会「扇坂学問所」(生徒が講師役となりテスト期間中に行う学習会)、生活委員会「SNSに関するルール作り」、生徒会本部、学級委員会、生活委員会合同「心を潤す4つの言葉推進運動」(あいさつ運動)へも取り組んでいく。

2 道徳の時間を通して

- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- 「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

3 「いじめ撲滅強化」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長等による講話
 - ・ いじめ防止指導事例集を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だより等による家庭や地域への広報活動

4 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 1学期に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気のでる話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と係わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係わる調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施 : 全学年2学期中

6 メディアリテラシー教育を通して

- 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくスマートフォンやタブレットを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「スマホ・タブレット安全教室」の実施 : 全学年4月

- 7 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して
 - 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
 - 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施 : 3年生1学期・2学期
- 8 保護者との連携を通して
 - (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
 - (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
 - (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

- 1 日頃の生徒の観察
 - 早期発見のポイント
 - ・ 生徒のささいな変化に気付くこと
 - ・ 気付いた情報を共有すること
 - ・ 情報に基づき、速やかに対応すること
 - (1) 健康観察 : 声が小さい、顔色が悪い、いつもと様子が違う等
 - (2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている等
 - (3) 休み時間 : 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子がみられる等
 - (4) 給食時間 : 班から机を離して食べる、食欲がない、雑用をやらされている等
 - (5) 部活動 : 部活を無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされる等
 - (6) 登下校指導 : 独りぼっち、荷物を持たせられる等
- 2 アンケートの実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
 - (1) アンケートの実施 : 心と生活：4月・8月・1月 長期休業前：7月・12月・3月
 - (2) アンケートの結果 : アンケート集計後、学級担任が学級生徒と二者面談を行う。
面談の結果は記録をとり、校務用端末内に電子データとしても保存する。心配な生徒には後日、更に面談を重ね対応する。必要に応じて、保護者への連絡も行う。また、学年・学校全体で情報共有する。
 - (3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、面談した生徒について、学年・学校全体で情報共有する。
- 3 毎月の「いじめに係わる状況調査」の報告
 - (1) 心の会議の結果を毎月の「いじめに係わる状況調査」に反映させる。
 - (2) いじめを認知したときは、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係わる対応」に基づき対応する。
- 4 教育相談週間の実施
 - (1) 年3回、教育相談週間（4月、8月、1月）を設定する。
 - (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① さわやか相談室だよりの発行
 - ② さわやか相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 11月(年1回実施)
- (2) アンケートの結果の活用 : 生徒指導委員会および教育相談委員会等で検討し、保護者と連携を図り指導にあたる。

6 地域からの情報収集

開かれた学校を目指し、主任児童委員・民生委員をはじめとする地域住民が情報を提供しやすい窓口を設け、情報収集および情報交換に努める。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたとき、その情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることからいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに報告を行い、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係わる対応」に基づき、組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
いじめ対策委員会開催の補佐をする。
関係機関へ連絡し、情報提供および場合によっては指示を仰ぐ。
- 教務主任は、・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
いじめ対策委員会開催の調整を図る。
学年担当の指導を超える場合、学年の指導補佐にあたる。
- 学級担任は、・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- 学年担当は、・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
担任を孤立させず、組織で指導を行う。
- 学年主任は、・・・担当する学年生徒の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長(教頭)に報告する。
- 生徒指導主任は、・・・生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外コーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、・・・生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外コーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、・・・問題の背景に発達等の障害が起因として考えられていないか情報収集を行う。
- 養護教諭は、・・・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
身体的な被害はすぐに生徒指導主任および管理職に連絡する。

- 部活の顧問は、・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- さわやか相談員は、・・・生徒に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、・・・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報提供を行う。

Ⅷ 重大事態対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係わる対応」等に基づいた対処を確実に行う。
 - (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 2 生徒又は保護者からのいじめられていて重大な被害が生じたという申立てがあった場合、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
 - (1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - (2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- (2) 組織評価のアンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

- (1) 生徒指導・教育相談に係わる研修
 - いじめの問題に関する研修
 - ゲートキーパーフォローアップ研修
 - 特別支援教育、国際教育、人権教育に関する研修
- (2) 情報モラル研修
 - ネットいじめに関わる研修

Ⅹ PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) いじめ対策委員会の開催時期：4月、7月、12月とする。
- (2) 校内研修等の開催時期：7月または8月とする。

3 いじめ問題に関する校内研修の開催時期（予定）

4月上旬頃	第1回いじめ対策委員会
4月下旬頃	ネットいじめに関わる研修
4月下旬頃	生徒指導主任研修会の内容伝達 いじめ撲滅強化の取組内容協議
7月末	第1回生徒に関する連絡協議会及び第2回いじめ対策委員会
8月下旬頃	生徒指導に係る伝達研修 教育相談に係る伝達研修 特別支援教育に係る研修 ゲートキーパーフォローアップ研修
12月末	第2回生徒に関する連絡協議会及び第3回いじめ対策委員会
1月	生徒指導に係る伝達研修
2月	学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修①（協議）
3月	学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修②（協議）

